

## 近江町交流プラザちびっこ広場運営業務委託 仕様書

### 1 委託事業名

近江町交流プラザちびっこ広場運営業務委託

### 2 委託期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

### 3 業務場所

近江町交流プラザ3階 ちびっこ広場（金沢市青草町88）

### 4 施設概要

延べ床面積	869.23 m <sup>2</sup>
ちびっこ広場	528.41 m <sup>2</sup>
一時預かりスペース	100.32 m <sup>2</sup>
共用部分	240.50 m <sup>2</sup>

付属施設： 授乳室、子供用便所、洗濯室、スタッフルーム、倉庫

付属設備及び備品：電話、テーブル、いす、子ども用テーブル・いす、長いす、書棚、おむつ取替台、遊具、掃除機、給湯設備

### 5 業務実施日時等

- (1) 実施日時 木曜日～火曜日 午前9時30分～午後6時15分  
(営業時間：午前10時～午後6時)
- (2) 休館日 水曜日（その日が祝日に当たるときは、その日の直後の祝日以外の日）  
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) その他 発注者の指示により、業務実施日時の変更の可能性がある。

### 6 業務の目的

- (1) ちびっこ広場運営  
乳幼児の親子が気軽に集い、交流する場を開設し、子育ての悩みへのアドバイスや子育てに関する教室の開催などを行い、育児の負担感の緩和や子育て支援体制の充実を図る。
- (2) 一時託児サービス運営  
乳幼児の保護者または養育者（以下「保護者等」という。）が、まちなかの観光、買い物、育児リフレッシュ等のため、乳幼児を一時的に保育できない場合に、その乳幼児を一時的に預かるサービスを提供する。

### 7 業務内容

受注者は、上記の事業目的の趣旨を十分に理解し、効果的かつ安定した運営にあたり、以下の事業を行う。

- (1) ちびっこ広場運営  
ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進  
親子相互の交流を促進するために、常時声かけや仲介を行う。

- イ 子育て等に関する相談、援助の実施  
利用者から子育ての不安や悩みなどの相談があった場合、市の相談機関と連携し対応する。
  - ウ 地域の子育て関連情報の提供  
子育て情報コーナーを開設し、身近な地域の様々な子育て関連情報を提供する。
  - エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施  
保護者や子育てに関心がある者を対象とした子育てに関する研修、講習や、親子や子どもを対象にした遊びの教室、交流イベントを月2回以上開催するとともに、季節のイベント等を開催する。
  - オ 乳幼児連れの観光客・買い物客等が気軽に立ち寄れる場の提供  
授乳やおむつ替え、休憩のためのスペースを提供する。
- (2) 一時託児サービス運営
- ア 対象者は未就学の乳幼児のうち、健康上一時預かり保育事業の実施に支障のない者とする。
  - イ 利用定員は10人とする。ただし、1歳以下の乳幼児の人数が7人以上となる場合には、9人とする。
  - ウ 実施時間は、開館日の使用時間内（午前10時から午後6時）とし、利用一回につき4時間を限度とする。
- (3) 共通事項
- ア 利用者の事故防止を最優先事項とし、細心の注意をもって運営する。
  - イ 施設内の衛生環境の向上に努め、毎日の始業時に施設の清掃および遊具の消毒を行う。
  - ウ 終業時に利用状況等を記載した当日分の日報を発注者に提出する。
  - エ 月別の利用者数集計表、従事者実績（従事者個々の従事時間、資格（保育士等）を記載）、日別の利用者数、その他特記事項等を記入した業務日誌を毎月提出する。
  - オ 建物維持管理に係る点検等に協力する。
  - カ 施設備品等の使用に際しては、最善の注意を払い、丁寧な扱いに心がける。
  - キ 施設備品等が故障し、又は毀損した場合においても、簡易に補修できるものについては自ら行う。
  - ク 事業従事者の福利厚生のために使用する備品の調達及び維持管理は、受注者の負担とする。
  - ケ 施設内の装飾については、利用者に親しみやすいよう季節に応じたものになるよう定期的に変更する。
  - コ 利用者の要望・提案・意見等を発注者に正確に伝えるとともに、その対応については発注者とともに改善に努める。
  - サ 休館日や事業実施時間外に施設を利用する場合は、事前に発注者の了解を得るものとする。

## 8 従事者

- (1) 常時、最低4名とし、イベント等の際は必要に応じて増員すること。
- (2) 一時託児サービス運営に従事する者（以下「保育従事者」という）の配置基準は以下のとおりとする。ただし、2名を下ることはできない。
  - ・生後6ヶ月から生後12ヶ月までの乳児 3名につき、保育従事者1名
  - ・1歳または2歳の幼児 4名につき、保育従事者1名
  - ・3歳以上の幼児 5名につき、保育従事者1名
  - ・保育従事者は保育士であること
- (3) ちびっこ広場運営に従事する者は、保育士もしくは子育ての知識と経験を有する者を2名以上配置すること。

- (4) 受注者は、従事者名簿を提出すること。また、従事者に変更があった場合、速やかに変更後の従事者名簿を提出すること。
- (5) 保育従事者に対しては毎月一回検便（一般細菌検査および腸管出血性大腸菌検査）を実施すること。
- (6) 従事者に対して、業務に必要な研修を実施すること。
- (7) 通勤にかかる駐車場はないものとする。

## 9 委託料の支払方法

- 1 回払い

## 10 経費の負担等

- (1) 本件にかかる経費については、委託料および利用者から徴収する利用料金をもって業務を行うものとする。なお、利用料金は一人1時間あたり500円とし、金沢市の承認を得て受注者が定めるものとし、変更する場合は金沢市と協議する。
- (2) 労災保険料、消耗品費（消毒液、救急用品、筆記用具、室内の装饰材料等）、各種教室・イベント用経費（講師謝礼等）、電話料については、受注者の負担とする。
- (3) 施設の修繕費、光熱水費、保守管理費、備品費、傷害保険料については、発注者の負担とする。（別紙参照）
- (4) その他管理用消耗品等は、発注者と協議し分担を決定する。
- (5) イベント景品などの経費については、別途参加費実費徴収を行ってもよい。ただし、金額・内容等について事前に発注者と協議すること。

## 11 契約期間満了時の取り扱いについて

契約満了に伴う更新時において、受注者と異なる事業者が選ばれた場合は、引継ぎ作業に誠意をもって協力し、利用者情報は責任をもって廃棄すること。

## 12 その他

- (1) 消費税の取り扱いについて、本事業は児童福祉法に規定する「地域子育て支援拠点事業」及び「一時預かり事業」として実施するものであり、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に該当することから、消費税は非課税となる。
- (2) 委託期間終了後には、委託業務結果報告書を提出すること。
- (3) 発注者が各種調査（統計作成のための基礎データなど）を求めたときは、協力すること。
- (4) 保育実習生の受入や、発注者が主催するイベントや地域交流等に、受注者は協力するものとする。
- (5) 節水、節電、空調温度適温設定等の省エネ対策案を発注者に提示し、光熱費経費節減に努めること。
- (6) 情報コーナーに配置する印刷物（チラシ等）については、発注者との協議の上判断すること。
- (7) 事業に従事する者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。
- (8) その他委託業務の遂行にあたり、関係諸法令を遵守すること。
- (9) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

## 近江町交流プラザちびっこ広場運営業務委託 分担表

## 1. 業務分担

項目	内容	担当		摘要
		発注者	受注者	
ちびっこ広場	利用受付		○	
	利用者の安全確保(監視、介助等)		○	
	親子遊びの行事の開催 (1回30分、12回程度)		○	
	ペンギン親子教室の開催(7回コース、1季程度)	協力	○	
	子育て・育児相談の実施、子育て情報の提供		○	
	利用者数統計の作成		○	
一時託児	一時託児受入		○	
	利用料金収受		○	
	一時預かり幼児に対する調乳・飲食の補助		○	
労務管理	勤務シフトの作成・管理		○	
	各種研修の実施		○	
	緊急対応訓練等の実施		○	
	従事者の健康管理		○	
	従事者マニュアルの作成・運用	監修	○	
その他	イベント広報等の実施	○		
	フロア清掃(除塵、ワックス)、窓・トイレ清掃	○		外部委託
	遊具、備品等の清掃、整理整頓		○	
	施設・設備管理	○		

## 2. 経費負担区分

費目	内容	負担		摘要
		発注者	受注者	
人件費	従事者の報酬及び社会保険料その他必要経費		○	
	福利厚生		○	
	大腸菌検査(毎月全従事者実施)		○	
	各種研修の実施費用		○	
	外部講師謝礼		○	
施設費	施設管理負担金	○		
	水道光熱費	○		
	電話・FAX等通信経費		○	
	パソコン・ネットワーク経費		○	

2. 経費負担区分（続き）

費 目	内 容	負 担		摘 要
		発注者	受注者	
資材費	備品購入、保守(備品:税込み5万円以上の物品)	○		
	パンフレット等印刷費	○		
	事務消耗品		○	
	保育・衛生消耗品等		○	
	清掃用品等		○	
	電球、トイレトペーパー	○		
修繕費	軽微な修理		○	
	備品修理(大型遊具等)	○		
	施設設備修繕	○		
清掃費	フロア除塵等毎日清掃業務	○		
	ワックスがけ等定期清掃業務	○		
	ベビー用寝具クリーニング		○	
	おもちゃ・備品等の清掃・消毒等		○	
諸費	利用者傷害保険等の加入	○		